

所有者不明土地や 空き家問題に対する 現場からの提言

人口減少に対応した国土再生を実現するための、 新しい不動産所有のカタチと制度提案

「土地」は、他の資産とは違い、社会の公共財である。これは、社会主義でも民主主義でも同じことである。ゆえに私人が享受できる範囲は、おのずと限られるべきである。何故なら、「土地」は、国家を形成するインフラ的資産であり、何とんでも地球の一部なのだから。

日本は今、有史以来、誰も経験したことのないほどの人口減少、少子高齢化社会に突入している。今こそ、あらゆる分野において既存のシステムを大きく見直す時である。そのことに躊躇すること、つまり、今までの自分たちの価値観と先人観、そして利権をこれ以上押し通すことは、未来の日本国民の自由と希望を奪うことであるということを知るべきであろう。

2018年
2月23日 **金** 開場 18:00
開始 18:30

お話し：石田光曠先生
(司法書士・まちづくり司法書士事務所)
会場：東京しごとセンター 5Fセミナー室
(飯田橋駅 徒歩4分)

参加費：一般1500円、会員1000円、学生500円 (定員40名)

石田光曠先生プロフィール●1954年5月14日生 京都市在住。簡裁訴訟代理権認定司法書士(認定番号第812123号)、司法書士総合研究所 主任研究員、京都まちづくり承継研究会代表、一般社団法人城端景観・文化保全機構 監事、

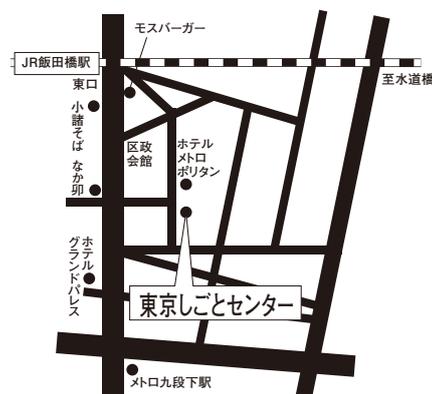
「まち」を壊している最大の要因である「相続争い」や「お家騒動」を未然に防ぐ「予防法務」の専門家としての司法書士業務を通じて、まちづくりに貢献することを目的に、故郷の京都の町家で「まちづくり司法書士事務所」を開業中。現在、「京都まちづくり承継研究会」の代表として、日本の不動産所有権の課題や相続、承継対策の課題を実践研究中。

著書「最強の住宅相談室」ポプラ社

申込み <http://www.machi-kaeru.com/>

景観と住環境を考える全国ネットワーク

510@machi-kaeru.com 問い合わせ 090-3904-7371
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 3-2-5 SHKビル



※終了後、懇親会を予定しています。(会場未定、費用別途)
※いずれも事前に申込が必要です。申込なしでご来場頂いた場合は資料や席が用意できないことがあります。当日、都合が悪くなった場合はキャンセルをお願いします。
※定員に達し次第締め切らせて頂きます。

